

第 4 不当労働行為の審査

《要 約》

- 労働者の団結権、団体交渉権、団体行動権は憲法で保障されています。これらの権利を具体的に保護するために、労働組合法第7条では、労働組合の自主性と労働組合活動の自由を侵害する使用者の行為を不当労働行為として禁止しています。
- 不当労働行為が行われた場合、労使双方の話し合いによって、自主的に解決されることが最も望ましいのですが、当事者による解決が困難になる場面が生じます。
- このような場合、労働者又は労働組合は、使用者が不当労働行為をしたことについて、労働委員会に対し、救済を申し立てることができます。
- この救済申立てによって、労働委員会は、不当労働行為救済申立事件として審査を開始し、不当労働行為の事実があると認めるときは、使用者に対して、復職、賃金差額の支払い、組合運営への介入禁止等を命令して、労働者や労働組合を救済します。
- 山口県労働委員会では、申立てから概ね10箇月以内での事件の終了を目標としています。

1 不当労働行為とは

労使が対等の立場で話し合いを行った上で、労働条件を決めることが最も正常な労使関係です。そのために、労働組合法では、労働者が団結して自由に労働組合を結成し、労働争議を含めて使用者と交渉することを労働者の正当な権利として保護しています。

この権利は、憲法でも「団結権（労働者が団結する権利）」・「団体交渉権（団体交渉をする権利）」・「団体行動権（団体行動をする権利）」として保障している権利（労働三権）を具体的に示したものです。

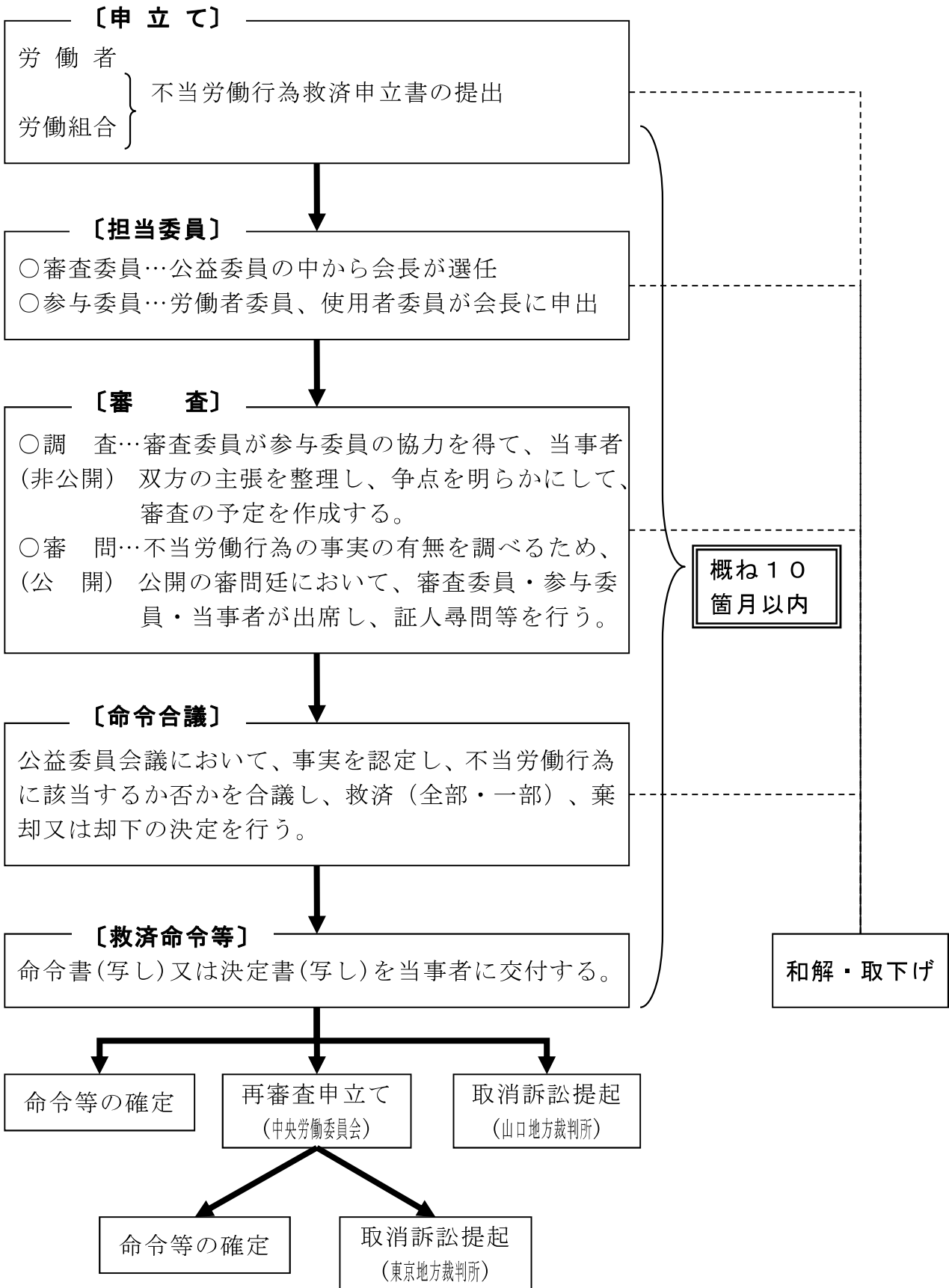
したがって、使用者は、これらの権利を認めて、労使の話し合いの中でお互いの関係を正しくつくっていくことが、労使関係の一番基本的なルールといえます。

このことから、このルールに反する次の表のような使用者の行為は、労働組合法第7条の規定により、**不当労働行為**として禁止されています。

○ 不当労働行為の主な類型

7条		【労働者の行為】		【使用者の行為】
1号	不利益取扱	(労働者が) ① 労働組合の組合員であること。 ② 労働組合に加入しようとしたり、労働組合を結成しようとしたこと。 ③ 労働組合の正当な行為をしたこと。	を理由に	(使用者が) 解雇するなど不利益な取扱いをすること。
	黄犬契約	(労働者が) ① 労働組合に加入しないこと。 ② 労働組合から脱退すること。	を	(使用者が) 雇用条件とすること。
2号	団体交渉拒否			(使用者が) 雇用している労働者の代表者との団体交渉を正当な理由なく拒むこと。
3号	支配・介入	(労働者が) ① 労働組合を結成すること。 ② 労働組合を運営すること。	に対して	(使用者が) 支配したり、これに介入したりすること。
	経費援助			(使用者が) 労働組合の運営について経理上の援助を与えること。
4号	報復的不利益取扱	(労働者が) ① 不当労働行為の申立てをしたこと。 ② 再審査の申立てをしたこと。 ③ 不当労働行為の調査・審問や労働争議の調整の場合に、証拠を提出したり発言したりすること。	を理由に	(使用者が) 解雇するなど不利益な取扱いをすること。

<不当労働行為の審査のながれ>



2 救済手続き

救済の申立てがありますと、**審査委員（公益委員）**が審査を行い、**参与委員（労働者委員・使用者委員）**はこれに参加します。

なお、当事者は救済手続き等について、それぞれの参与委員に相談することができます。

審査が終了しますと、公益委員会議の合議により、不当労働行為の成否を判定し、命令を発します。この命令に不服のある当事者は、一定期間内に中央労働委員会に再審査の申立てを、又は裁判所に命令の取消しを求めて行政訴訟（取消訴訟）を提起できます。

(1) 申立て

- ① 救済手続きは、不当労働行為を受けた労働者・労働組合が労働委員会に申立てをすることから始まります。山口県労働委員会に申立てができるのは、次のいずれかの場合です。

- A 不当労働行為の当事者である労働者・使用者の住所が山口県内にあること。
- B 不当労働行為の当事者である労働組合・使用者の主たる事務所が山口県内にあること。
- C 不当労働行為が山口県内で行われたこと。

- ② 救済申立ては、代理人が申し立てることはできませんので、必ず労働者本人か労働組合の代表者が行うこととなります。また、**不当労働行為救済申立書**には次の事項を記載し、申立人が署名又は記名押印をします。

- A 申立年月日
- B 申立人の住所・氏名
- C 被申立人の住所・氏名
- D 不当労働行為を構成する具体的事実
(労働組合法第7条各号に該当する使用者の行為の具体的事実)
- E 請求する救済の内容
(使用者の不当労働行為に対してどのような救済を望むかの具体的内容)

- ③ 労働組合が申立人である場合は、労働組合法の規定に適合している労働組合であることが必要です。

- ④ 申立てが次に該当するときは、公益委員会議の決定により、その申立てを却下することがあります。

- A 申立書が記載要件を欠き、補正されないとき。
- B 労働組合が申立人である場合に、労働組合法の規定に適合していないとき。
- C 申立てが不当労働行為のあった日（継続する行為にあつてはその終了した日）から、1年を経過した事件に係るものであるとき。
- D 地方公営企業労働関係法12条の規定による解雇に係る申立てが、その解雇がなされた日から2箇月を経過した後になされたものであるとき。
- E 申立人の主張する事実が、不当労働行為に該当しないことが明らかなきとき。
- F 請求する救済の内容が、法令上又は事実上実現することが不可能であることが明らかなきとき。
- G 申立人の所在が知れないとき、申立人が死亡し若しくは（労働組合が）消滅し、かつ、申立てを承継するものがないとき、又は申立人が申立てを維持する意思を放棄したものと認められるとき。

(2) 審 査

審査とは、**調査**及び**審問**のすべての手続きをいいます。審査においては、当事者は、審査委員の許可を得て弁護士等の他人にさせることができます。**代理人**は、委任された権限の範囲内で審査の手続きを進めて行きます。また、当事者は、審査委員の許可を得て、**補佐人**を伴って出席し、補佐人に陳述や証人尋問を行わせることができます。通常、代理人には弁護士が、補佐人には事情に詳しい労働組合関係者や労務担当役員がなっています。

① 調 査

調査では、当事者の主張の相違点を明らかにして、争点を整理します。争点とは、不当労働行為の要素となる個々の事実や、処分の正当性の根拠となっているものをいいます。

労働委員会は、適法な申立書を受け付けると、当事者に調査開始通知書を送付し、第1回目の調査期日を通知します。

申立人には、**書証**（申立ての理由や主張する事実を裏付ける証拠）の提出を求め、被申立人には、申立書の写しを送付して、これに対する**答弁書**（申立てに対する使用者の主張）及び答弁書の内容を明らかにするための書証を30日以内に提出するよう求めます。

また、当事者は、随時に**準備書面**（申立てや答弁の内容を補足する文書）を提出することができます。

調査は、所要の書類をもとに、非公開で実施し、答弁書等の提出があり次第、事務局職員が当事者と面談して、実態の調査を行います。この後、審査委員は、

事務局職員の調査結果等をもとに、当事者の出席を求めた上、参与委員も参加して、当事者に争点を明らかにさせるとともに、手続きの進め方などについての意見を求めます。

以上のことが終わると、審査委員は、必要な証人、審問回数等を確認し、**審査計画書**を当事者に交付するとともに、審査期日を指定して審問に移ります。

なお、山口県労働委員会では、**申立てから概ね10箇月以内での事件の終了**を目標とした審査計画書を作成しています。

② 審問

審問とは、原則として、当事者が同席の上、自己の主張について陳述したり、証人を**尋問**（証人に対し当事者や審査委員から尋ねること）したりする手続きであり、公開が原則です。したがって、審問は傍聴することはできますが、録音や写真撮影は禁止されています。

審問で明らかにすることは、不当労働行為の事実の存否、つまり争点です。よって、当事者間で争いのない事実については、述べる必要はありません。

審問では、当事者が中心となって、証拠に基づき、積極的に自己の主張を立証（証明）していくことが必要です。**証拠**には、**人証**（人の供述を認定資料とするもの）及び**物証**（物を検閲して認定資料とするもの）があり、人証は証人、物証は**書証**（書面）によるものが大部分です。

証人は、当事者の申請により、通常、審査委員がその採用を決定します。証人に対しては、証人を申請した側が**主尋問**を行い、反対当事者が**反対尋問**を行います。尋問は、手短かに核心に触れた事実についてのみ行うことが大切です。関係のないことや意見についてまで尋問すると、かえって争点を不明確にし、審問が長引くこととなります。

なお、当事者は、審査委員に対して、一定の条件を満たせば、証人の出頭や証拠の提出を相手方に命令してもらうよう申し立てることができます。

当事者以外の者が尋問を行おうとする場合は、あらかじめ代理人又は補佐人としての許可の申請が必要です。また、証人は、裁判所と同様に**宣誓の義務**があり、良心に従って事実を述べなければなりません。

審問の終結に先立って、当事者には総まとめの意見を述べること（**最後陳述**）や書面（**最後陳述書**）を提出する機会があります。この手続きを経て、審問が**結審**（終結）します。

(3) 合議及び命令・決定

結審すると、審査委員を含む公益委員が公益委員会議において、使用者の行為が不当労働行為に当たるか否かを非公開で合議し、判定します。参与委員は、合議に先立って、意見を述べます。

① 判定には、**救済命令**、**棄却命令**及び**却下決定**の3種類があります。

A （全部・一部）救済命令

使用者の行為が不当労働行為であると判定したとき。

B 棄却命令

使用者の行為が不当労働行為でないと判定したとき。

C 却下決定

申立期間を経過した申立てや申立人の主張する事実が不当労働行為ではないことが明らかなきとき。

② 判定の内容は、文書（命令書又は決定書）として作成し、当事者にはその写しを交付します。

③ 命令は、交付の日から効力を生じます。使用者は、救済の全部又は一部を認容する命令を受けたときは、遅滞なく命令を履行しなければなりません。

なお、交付の方法は、期日を決めて当事者の出席を求めて行う場合のほか、配達証明の書留郵便によって送付することもあります。この場合は、配達された日が交付の日とみなされます。

(4) 審査の実効性の確保

当事者は、申立てから命令書（写し）又は決定書（写し）を受け取るまでの間、申立本人・証人の出頭が妨害された場合や、解雇された労働者が社宅の明渡しを求められた場合のように、そのまま放置すれば、審査の実効性が失われるような事態が生じたときは、審査の実効確保の措置の勧告を求めて申立てをすることができず。

申立てがあると、公益委員会議で勧告するか否かを決定し、勧告すると決定した場合は、書面により当事者に通知します。

(5) 和解及び取下げ

和解とは、当事者の譲合い、話し合いによって事件を解決することをいいます。労使間の紛争においては、正常な労使関係を取り戻すために、和解が適している場合が多いといえます。

当事者が和解による解決を望んでいる場合や事件の性質上、和解による解決が適当であると認められる場合には、労使の立場を十分配慮しつつ、労使関係が将来にわたって正常化することを考慮して、審査委員が和解を勧告することがあります。

当事者は、命令書（写し）又は決定書（写し）を受け取るまでは、審査委員の勧告によって、若しくは自主的に和解することが可能であり、或いは、申立人は、申立ての全部又は一部を取り下げることができます。和解や取下げがあれば、事件は終了することになります。

(6) 命令・決定に不服の場合

命令・決定に不服のある当事者は、次の手続きをとることができます。

① 申立人（労働者・労働組合）

命令書（写し）又は決定書（写し）が交付された日の翌日から起算して15日以内に、中央労働委員会に再審査の申立てをすることができます。

また、命令書（写し）又は決定書（写し）が交付された日の翌日から起算して6箇月以内に、山口県（山口県労働委員会ではありません。）を被告とした取消訴訟を山口地方裁判所に提起することもできます。

つまり、中央労働委員会への再審査の申立て及び取消訴訟の提起の両方又はいずれか一方を選択して、手続きを行うことが可能なわけです。

ただし、中央労働委員会への再審査の申立てを行った場合、再審査の結果に不服があったときには、再審査の申立てに対する中央労働委員会の命令・決定に関してのみ、国（中央労働委員会ではありません。）を被告とする取消訴訟を東京地方裁判所に提起することとなります。

② 被申立人（使用者）

命令書（写し）が交付された日の翌日から起算して15日以内に、中央労働委員会に再審査の申立てをすることが可能です。

また、この再審査の申立てをしないうで、命令書（写し）が交付された日の翌日から起算して30日以内に、山口県（山口県労働委員会ではありません。）を被告とした命令の取消訴訟を山口地方裁判所に提起することができます。

つまり、申立人の場合とは異なり、中央労働委員会への再審査の申立て又は取消訴訟の提起のいずれか一方を選択して、手続きを行うこととなるわけです。

中央労働委員会への再審査の申立てを行った場合は、申立人の場合と同様に、再審査の結果に不服があったときには、再審査の申立てに対する中央労働委員会の命令に関してのみ、国（中央労働委員会ではありません。）を被告とする取消訴訟を東京地方裁判所に提起することとなります。

(7) 命令・決定の確定

法定の期間内に再審査の申立てをせず、又は取消訴訟の提起がなかったときは、命令・決定は確定することになります。

確定した命令に関する取扱いに関して、特に、被申立人は、次のことに注意する必要があります。

① 労働委員会は、確定した命令に対する履行の有無について、当事者双方から報告を求めます。

② 被申立人が確定した命令を履行していない場合、労働委員会は、その旨を山口地方裁判所に通知します。また、この通知は、労働者及び労働組合も行うことができます。

- ③ この通知に基づいて、山口地方裁判所の決定により、被申立人は、50万円（作為命令の場合、不履行の日数が5日を超えるときには、1日につき10万円を加えた金額）以下の**過料**に処せられる場合があります。

なお、被申立人が取消訴訟を提起した場合、その判決が確定するまで相当の日数を要し、その間不当労働行為の状態が続くなどの弊害が生じますので、裁判所は、労働委員会の申立てにより決定をもって、被申立人に対し、判決の確定に至るまで命令の全部又は一部に従うべきことを命ずることがあります。この制度は、**緊急命令**と呼ばれています。

3 申立書記載例等

書式の種別	提出者	提出部数
不当労働行為救済申立書	申立人(労働者・労働組合)	5
答弁書	被申立人(使用者)	5
代理人許可申請書	労使双方	1
委任状	労使双方	1
補佐人許可申請書	労使双方	1
補正書 ※	労使双方	5
準備書面 ※	労使双方	5
証拠説明書 ※	労使双方	5
証人尋問申出書 ※	労使双方	5
最後陳述書 ※	労使双方	5

注1 書式は日本工業規格A列4の用紙を使用します。

2 申し立てようとする場合や記載方法に御不明な点がある場合は、労働委員会事務局まで御連絡ください。

3 ※ 印の書面については、審査委員が複数の場合は、増加した審査委員の人数と同じ枚数をそれぞれ追加してください(例：審査委員2名の場合は6部提出)。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会会長 様

(被申立人) 住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号
名称 〇〇〇〇株式会社
代表者 代表取締役 〇 〇 〇 〇

※署名又は記名押印

答 弁 書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第41条の2第2項の規定により、下記のとおり答弁します。

記

申立書の箇所		答 弁 の 内 容
請求する救済の内容		「本件申立てを棄却する。」との命令を求める。
不当労働行為を構成する具体的事実	〇〇について	認める。
	〇〇について	否認する。
	〇〇について	〇〇年〇〇月〇〇日欠勤・早退等を理由にAに解雇通告をしたことは認めるが、その余は否認する。即ち、Aは無断欠勤が多く、本年に入ってから〇月〇回、〇月〇回、〇月〇回、〇月〇回に及び、また、〇月以降月平均〇回も早退し、業務に多大の支障をきたしており、就業規則により解雇したもので、組合活動を理由としたものではない。
	〇〇について	認める。

答弁書の作成要領等

- (1) 答弁書には、申立書の「不当労働行為を構成する具体的事実」に記載された事実の各項目について、認めるか認めないか(認否)を記載し、被申立人の言い分等があれば、それを具体的に記述してください。
- (2) 答弁書の提出期限は、労働委員会規則第41条の2第2項の規定に基づき、申立書の副本が送付された日から原則として30日以内とされています。
- (3) 答弁書が提出されましたら、職員調査を実施します。職員調査では、担当の職員が答弁書の内容等についての確認のほか、今後の審査の進め方等についての説明をします。会社への訪問日については、おって連絡します。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長)様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名称

代表者 職名氏

名

※署名又は記名押印

代理人許可申請書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第35条第4項の規定により、代理人として下記の者を許可願います。

記

住所 〇〇市〇〇町〇〇番地の〇

氏名 〇〇〇〇(〇〇歳)

電話番号 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(自宅)

〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇(勤務先)

職業 〇〇〇〇

委任状 別紙のとおり

(別紙)

委 任 状

私は、〇〇〇〇を代理人と定め、山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件についての一切の権限を委任します。

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会 審査委員(長)様

委任者 住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名 称

代表者 職 名 氏

名

※署名又は記名押印

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長) 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名 称

代表者 職 名 氏 名

※署名又は記名押印

補佐人許可申請書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第41条の7第3項ただし書きの規定により、すべての審問期日における補佐人として、下記の者を許可願います。

記

氏 名 <small>(ふりがな)</small>	〇 〇 〇 〇 (〇〇歳)
住 所	〇〇市〇〇町〇〇番地の〇
電話番号	〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (自宅) 〇〇〇〇-〇〇-〇〇〇〇 (勤務先)
職 業	〇〇〇〇

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長) 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名 称

代表者 職 名 氏 名

※署名又は記名押印

補 正 書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件に係る〇年〇月〇日
付けで提出した不当労働行為救済申立書(※補正を行う書類名を記載)について、下記
のとおり補正します。

記

補正箇所	補正前の内容	補正後の内容
不当労働行為救済申立 書〇頁	〇月〇日に行った団体交渉 において	〇月△日に行った団体交渉 において

※申立人、又は被申立人から提出済の文書について補正・修正を行う旨の文書。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長)様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名称

代表者 職名 氏 名

※署名又は記名押印

準備書面(1)

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、下記のとおり陳述します。

記

1

2

3

※ 申立てや答弁の内容を補足する事項を記載すること。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長) 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名 称

代表者 職 名 氏 名

※署名又は記名押印

証 拠 説 明 書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、下記のとおり立証します。

記

〇号証番号	文 書 名 作成年月日	作 成 者	立 証 の 趣 旨
1	回答書 〇年〇月〇日	〇〇〇〇	〇年〇月〇日団交申し入れに対する会社の回答書であり、団交拒否の状況を証明するものである。
2	陳述書 〇年〇月〇日	〇〇〇〇	社長のA組合員に対する退職強要発言について、その現場を見聞きしていた同社社員で申立人組合員であるBの〇〇年〇〇月〇〇日作成の陳述書で、申立書中、2の(1)の社長の発言を立証するものである。
3	雇入通知書 〇年〇月〇日	〇〇〇〇	雇入通知書であり、A組合員採用時の賃金及び勤務時間を証明するものである。

※1 「〇号証」は、申立人は「甲号証」、被申立人は「乙号証」と表示する。

※2 「作成年月日」は、原本が作成された日を表示する。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会審査委員(長)様

住所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名称

代表者 職名氏名

※署名又は記名押印

当事者・証人尋問申出書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件について、労働委員会規則第41条の10の規定により、下記のとおり当事者・証人の尋問を申し出ます。

記

1 当事者・証人の表示

当事者又は証人の別	(ふりがな)氏名	年齢	住所	電話 (自宅) (勤務先)	職業
当事者・証人					
当事者・証人					

↑いずれかを表示又は〇で囲むこと。

2 尋問事項

別紙「尋問事項書」記載のとおり

※ 各当事者・証人ごとに、下記の「尋問事項書」を、本申出書と別様式にて添付すること。

(別紙)

尋問事項書

当事者又は証人の氏名(〇〇〇〇) (主尋問の予定時間 〇〇分)

証明すべき事実	尋問事項
会社が団交に応じることに正当な理由があるか否か	(1) 〇年〇月～〇月の団交の態様 (2) 団交申入時の社長の言動 (3) その他関連事項
社長発言は、支配介入といえるか否か	(1) 社長発言の態様と真意 (2) 社長発言後の会社の対応 (3) その他関連事項

※ 尋問事項書は、原則として当事者・証人呼出状にそのまま添付して送付するので、各当事者・証人ごとに作成すること。

(記載例)

〇〇年〇〇月〇〇日

山口県労働委員会 審査委員(長) 様

住 所 〇〇市〇〇町〇〇番〇〇号

名 称

代表者 職 名 氏 名

※署名又は記名押印

最 後 陳 述 書

山労委令和〇〇年(不)第〇号〇〇不当労働行為救済申立事件に係る審問について、労働委員会規則第41条の8第1項の規定により、下記のとおり最後陳述します。

記

1

2

3

※1 書面の日付は、結審日の日付とすること。

2 審問の終結に先立って、これまでの主張等に関する総まとめの内容を記載する。